

令和5年度 保育園自己評価票

松崎保育園

1. 本園の保育目標

- ①ひとりひとりの特性に応じた個性を大切にする
- ②子どもの自発的な遊びを保障し、子どもが持っている「自ら伸びる力」を引き出す
- ③子どもの主体性を大切にする
- ④人との関りの中でコミュニケーション能力を高める
- ⑤身体的に健全な発育を促す

2. 評価項目の達成及び取り組み状況

(A:大変よい(120%の状態) B:よい(80~100%) C:一部検討を要する(50~80%) D:改善を要する(50%以下))

分類	NO	評価項目	評価
保育方針・保育目標	1	保育理念や基本方針が明文化され、職員、保護者、関係者に周知するための取組を行っている。	B
	2	保育目標は各施設や地域の特色を生かしている。	B
	3	保育目標は社会の要請や保護者の願いを反映している。	B
	4	保育目標は、全職員で検討し、かつ共通理解を図っている。	B
発達援助の基本	5	子どもの人権に十分配慮し、子ども一人ひとりの人格を尊重して保育を行っている。	B
	6	保育課程が子どもの発達特性をふまえて、さらに地域の実態や保護者の意向を考慮して作成されている。	B
	7	一人ひとりの子どもたちの発達状況に配慮した指導計画を作成し、定期的に評価を行い、その結果に基づき指導計画の見直しを行っている。	B
	8	子ども自身の力を十分に認め、一人ひとりの発達過程や心身の状態に応じた適切な援助及び環境構成を行っている。	B
	9	子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	B
	10	発達上課題のある子どもに対しても子ども自身の力を十分に認め、適切な援助及び環境構成を行っている。	B
	11	特に配慮を要する子どもを受け入れ、保育する上で必要な情報が職員間で共有化されている。	B
	12	障がい児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	B
	13	長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	B
保育環境	14	子どもが安全に心地よく過ごすことのできる物的環境を整備している。	B
	15	子どもが安心して楽しく過ごすことのできる人的環境を整備している。	B
	16	生活の場にふさわしい環境とする取り組みを行っている。	B
	17	子どもが自発的に活動できるよう環境の工夫を行っている。	B

子どもの発達援助	18	子どもの健康管理は一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	B	
	19	健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映している。	B	
	20	アレルギー疾患を持つ子どもに対し、マニュアルに従って適切な対応を行っている。	B	
	21	調理場、室内外の水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	B	
	22	食中毒や感染症に対する予防や対策は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	B	
	23	玩具、遊具等は常に衛生的に保持されている。	B	
	食育	24	子どもの年齢に応じ食事の介助を適切に行い、落ち着いた環境で食事を楽しむことができる工夫をしている。	B
		25	保育所で提供する食事について保護者に知らせ、理解を得ている。	B
		26	旬のものや季節感のある食材を用意し、食文化を伝える工夫をしている。	B
		27	野菜を育てる活動を通して、変化や成長の様子に気づくとともに、栽培・収穫の喜びを味わい、野菜への親しみを深める。	B
	保育内容	28	身近な自然や社会とかかわれるような取り組みがなされている。	B
		29	子どもが望ましい社会的なルールや態度を身につけるよう働きかけている。	B
		30	さまざまな表現活動が楽しく体験できるように働きかけている。	B
		31	遊びや生活を通して、人間関係が育つよう働きかけている。	B
		32	文化や生活習慣の違うさまざまな人たちに親しみをもちよう働きかけている。	B
		33	午睡・休息は発達や日々の子どもの状況に応じて対応している。	B
		34	子どもが自分の思いや意見を、はっきり言うことができるよう配慮し、それを尊重している。	B
		35	一人ひとりの子どもの心身の状態、生活習慣や文化、家庭の事情、考え方などの違いを知り、それを尊重する心を育てている	B
		36	性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している。	B
		37	乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	B
		38	1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	B
		39	3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	B
		40	小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	B

	41	一人ひとりの保護者と日常的な情報交換等を通じて、信頼関係を築くよう努めている。	B	
	42	保育に関する知識や技術を活かして、保護者等からの相談にあたっている。	B	
	43	虐待等、不適切な養育が行われていると疑われる子どもの早期発見に努め、速やかに適切に対応している。	B	
	44	保育内容(行事を含む)など子どもの園生活に関する情報を提供している。	B	
	45	保護者の保育参加を進めるための工夫をしている。	B	
	46	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、迅速に対応している。	B	
安全・ 危機管理	47	園内の設備、遊具等の安全点検を定期的実施している。	B	
	48	事故や災害の発生時及び発生後に対応できるマニュアルがあり、適切に対応できる体制が整えられている。	B	
	49	不審者の侵入時に対応できるマニュアルがあり、適切に対応できる体制が整えられている。	B	
保育を支える組織的 基盤	組織運営	50	職員間において、情報共有する体制がとられている。	B
		51	職員が指導助言を受ける仕組みがある。	B
		52	職員の研修体制が確立している。	B
		53	守秘義務の遵守を徹底している。	B
		54	苦情解決の仕組みが確立され、十分に周知・機能している。	B
		55	遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	B
		56	園務管理システムを活用して、効率的な運営を行っている。	B
		57	施設長のリーダーシップが発揮されている。	B